

国空航第 1631 号
国空機第 1644 号

無人航空機の飛行に係る承認書

アオイコンサルタント株式会社
代表取締役 林 秀昭 殿

平成 28 年 5 月 13 日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の方法によらず飛行させることについては、第 132 条の 2 ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり承認する。

記

承 認 事 項： 航空法第 132 条の 2 第 1 号、第 3 号及び第 4 号

承 認 の 期 間： 平成 28 年 7 月 10 日から平成 28 年 8 月 31 日

無 人 航 空 機： DJI 社製 Inspire1

無人航空機を飛行させる者：

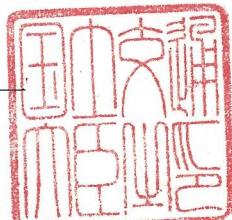
飛 行 の 経 路： 奈良県吉野郡吉野町上市及び飯貝周辺（申請書のとおり。）

条 件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行されること。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、承認を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

平成 28 年 6 月 2 日

国土交通大臣 石井 啓一





八運情第133号

無人航空機の飛行に係る許可書

アオイコンサルタント株式会社

代表取締役 林 秀昭 殿

平成28年5月13日付けに申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させることについては、航空法第132条ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行せることについて、申請書のとおり許可する。

記

許可事項：航空法第132条第1号

許可等の期間：平成28年7月10日から平成28年8月31日のうち
午後7時50分から午後9時00分（JST）の間

無人航空機：DJI INSPIRE 1 製造番号／WP01
WP02

無人航空機を飛行させる者：

飛行の経路：奈良県吉野郡吉野町上市及び飯貝周辺

条 件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行せること。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

平成28年 6月13日

八尾空港事務所長 松岡 龍二

